

網 監 査 第 26 号

令和 3 年 11 月 16 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井戸達也 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 平 賀 貴 幸

定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 29 条の規定に基づき、令和 3 年度に実施した定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況について、別紙のとおり提出します。

令和 3 年度

定期監査結果報告書

(指摘事項等に対する措置状況)

網走市監査委員

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

健康推進課

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>物品購入契約において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p> <p>① 予定単価により算定された総額の比較で契約者を選定する随意契約としていたが、契約見込み総額が明示されておらず、随意契約とする根拠が不明。</p> <p>② 2,000 万円超の契約見込み総額と思われる案件にもかかわらず、見積合わせ記録がなく、予定価格調書のないまま、複数の事業者の見積合わせが行われていた。</p> <p>なお、予定価格を単価で定める場合、予定価格調書省略の可否、指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等については、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」をもって判断すべきものとする。</p> <p>また、本件に関しては、契約額が多額であり、契約品目が複数あることなどから、分割案件による入札、複数単価契約による業者選定等、契約方法について十分検討し、経済性を考慮した契約方法を選択する必要があると考える。</p>
	内 容
措置内容	<p>法定接種ワクチンの契約にあたり、契約予定単価が地方自治法施行令別表第五で定める金額を下回っていれば、随意契約を行ってよいものと誤認識、また、契約予定単価が 30 万円を下回っていれば、網走市契約に関する規則第 64 条の 4 の規定に基づき、予定価格調書の作成が省略可能で、見積合わせ執行記録の作成も不要であるという誤った認識から不適切な事務処理が発生したものの。</p> <p>上記の指摘について、単価契約に対する解釈が不十分であったものと認識し、今後は「地方自治法施行令」「網走市契約に関する規則」等の関係法令の遵守を徹底するとともに、適切な契約方法について、十分な検討を行い、事務を執行していく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

観光課

	内 容
指摘項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>複数の物品購入に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p> <p>① 予定価格が「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」に基づく「別表第五」に定める額を超えた随意契約の事例が見られた。</p> <p>② 指名委員会を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。</p> <p>③ 1 者随意契約を理由とする法令根拠の記載内容に誤りがあった。</p>
	内 容
措置内容	<p>今回の指摘事項は、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等、関係法令の認識不足、確認不足により生じたもの。</p> <p>① 指摘のあった物品購入に係る契約については、随意契約ができる範囲を超えた予定価格であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に該当しないことから、今後は、関係法令等を遵守し、入札により契約者を選定する。</p> <p>② 指摘のあった物品購入に係る契約については、指名委員会を必要とする事案にも関わらず、指名委員会の開催記録を作成してなかった。今後は、関係法令等を遵守し、指名委員会の開催記録を作成する。</p> <p>③ 指摘のあった物品購入に係る契約について、1 者随意契約を理由とする法令根拠の解釈に誤りがあった。今後は、関係法令を遵守し、適正な事務の取り扱いを徹底する。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

博物館

	内 容
指摘項目	<p>■補助金の適正な執行について</p> <p>補助金等交付事務において、次のような不適切な事務が見られた。「網走市補助金等交付規則」等を遵守し、補助金の適正な事務を執行すること。</p> <p>① 補助事業者は、事業が完了したとき、また、市の会計年度が終了したとき、速やかに関係書類を添え実績報告書を市に提出することになっているが、提出時期が遅れていた。</p> <p>② 実績報告書を受けた後、補助金の額を確定し、通知することとされているが、その処理がされていなかった。</p>
	内 容
措置内容	<p>① 本業務は補助事業者の運営費を補助する内容であり、年度内の全事業終了後に実績報告書の作成、理事会での承認を経て提出されるため遅延が起こっていた。補助金業務完了後は速やかに報告するよう従前より勧奨しており、今後とも引き続き働きかけていく。</p> <p>② 今後は網走市補助金等交付規則に従い、補助金交付事務の適正な履行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

社会福祉課

	内 容
指摘項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>清掃業務委託契約において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」の規定により特定随意契約を行う場合には、「網走市契約に関する規則」及び「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に定める公表等の手続きを行うこととされているが、告示、公表がされていない契約事例が認められた。</p> <p>また、相談支援業務委託契約において、予定価格を設定していない契約事例が見られた。例年同じ額であるためとの説明があったが契約事務のうえでは、人件費の単価等、契約額の根拠となる予定価格の設定・根拠の明示は必要と考える。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p>
	内 容
措置内容	<p>清掃業務委託契約については、「網走市契約に関する規則」及び「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の認識不足により、規定に基づく告示、公表を行っていなかったもの。</p> <p>また、相談支援業務委託契約については、例年同じ額であるため、人件費の単価等、契約額の根拠となる予定価格の設定・根拠の明示を省略していたもの。</p> <p>今後は、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

学校教育課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■適正な債権管理について</p> <p>就学資金貸付金の未収金対応について、相手方の事情により多様なケース対応と難しい判断が見込まれるが、負担の公平性を担保するため、必要な事務手続き、確認作業を計画的に行うなど、効率的な取り組み方法について検討されたい。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>奨学資金貸付金の未収金対応については、これまで、通知書の送付等により事務を執行してきたが、中には居所不明により連絡が取れなくなっているケースもある。</p> <p>このため、本年度においては負担の公平性を担保するため、所在調査を開始している。今後、この調査結果をもとに相手方と連絡を取り、未収金納入に向けた取り組みを進めていく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

美術館

	内 容
指 摘 項 目	<p>■市職員が担当する任意団体の会計事務について</p> <p>市職員が担当する任意団体の会計事務において、収入・支出を行う際に命令書等による承認を受けずに処理されていた。</p> <p>市職員が事務及び会計に関わる任意団体は、地方自治法や市条例等の適用を受けることがなく、各種の事務処理は、団体独自の判断に委ねられることになる。しかし、市職員が団体の事務に関わっている以上、事故・不祥事が発生した場合、公金の場合と同様に市の信用失墜につながるようになる。</p> <p>公金が含まれない団体の経理事務においても、市が経理を任されている限り、市の基準に準じた適正な事務処理の執行に努められたい。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>今回指摘のあった任意団体の会計事務については、今後、市の会計規則に準じ、入出金時には都度出納決裁を行い、経理簿に記載し経理状況を把握するよう、適正な事務の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

博物館

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>除雪業務委託に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>① 予定価格が明記されず、予定価格の根拠となる資料が不明。</p> <p>② 30万円以上の契約見込み額であったが、予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>③ 指名委員会を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。</p>
	内 容
措置内容	<p>今後、網走市契約に関する規則及び関係要綱の規定に従い処理するよう徹底を図っていく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄